

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する説明事項

制度に関して

2024 年診療報酬改定により、訪問看護ステーションこだまは、近畿厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項規程による電子資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供することとする

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します

施設基準

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有している
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している
4. 電子資格確認等のシステムにより取得した診療情報等を活用して、質の高い訪問看護を実施するため体制を有している
5. 上記掲示事項について、ウェブサイトに掲載している

個人情報の取り扱いについて

厚生労働省の関係法令を遵守し、個人情報方針に基づいて適切な管理を行い、利用様への看護サービス提供以外の目的には使用いたしません

資格確認の提供について

資格情報の提供は利用者様および代理人の同意に基づいて行われます

同意なしに資格確認を行うことはありません

訪問看護医療 DX 情報活用を通じて質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします

2024 年 6 月 1 日

訪問看護ステーションこだま 管理者